

主要農作物種子法復活法案について(概要)

法案提出の背景

- ✓ 優良な種子の生産・普及を目的とする主要農作物種子法は、平成 30 年 4 月 1 日以降廃止される。
- ✓ しかし、種子法廃止法の際の議論は、十分なものとはいえない。
- ✓ また、その際、都道府県の役割が後退しないよう附帯決議を付したが、政府の運用方針は、附帯決議に沿ったものとはいえない。
- ✓ このことに、多くの農業者が不安を抱えている。

そこで…



主要農作物種子法を復活させる！

法案の概要

1 廃止前の主要農作物種子法の内容の復活

廃止前の主要農作物種子法に定められている内容（稲、麦、大豆を対象に、都道府県による種子生産ほ場の指定、生産物審査、原種及び原原種の生産、優良品種の指定等）をそのまま規定する。

2 農業競争力強化支援法第 8 条第 4 号の削除

種子生産に関する知見の国外流出を招きかねない農業競争力強化支援法第 8 条第 4 号の規定を削除する。

（農業資材事業に係る事業環境の整備）

第 8 条 国は、良質かつ低廉な農業資材の供給を実現するうえで必要な事業環境の整備のため、次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

一～三 （略）

四 種子その他の種苗について、民間事業者が行う技術開発及び新種の育成その他の種苗の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること。

3 民間事業者に対する一般的な配慮を規定

新たな主要農作物種子法に、国内の民間事業者の能力も活用した優良な種子の安定的な生産及び普及に配慮する旨を規定する。